



2023年2月28日

各 位

会 社 名：株式会社しまむら
(コード：8227 東証プライム市場)
代表者名：代表取締役 鈴木 誠
問合せ先：企画室長 太田 誠利
(TEL：048-631-2111)

「内部統制システムに関する基本方針」の一部改訂のお知らせ

当社は、2023年2月27日開催の当社取締役会において、「内部統制システムに関する基本方針」の一部改訂を決議し、本日下記のとおり改訂しましたので、お知らせいたします。

記

内部統制システムに関する基本方針

当社は、取締役・執行役員・社員の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するため、内部統制システムを以下のとおり整備します。

1. 取締役・執行役員・社員の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- 1) 取締役は、経営理念を基に、全社横断的にコンプライアンス体制を維持し、かつ社会的責任を果たすため、社内規程を適切に整備します。
取締役・執行役員は、「コンプライアンス規程」を率先垂範するとともに、社内規程を社員に周知し、法令・定款・社内規程の遵守を企業活動の前提とすることを徹底します。
- 2) 監査役は、内部統制システムの構築・運用の状況及び取締役・執行役員の業務執行状況を監査します。
- 3) 監査室（内部監査部門）は、内部統制システムの構築・運用の状況について、内部監査を実施します。
- 4) 法令違反行為及びハラスメント行為を含む就業規則違反等について、社員等が通報する手段として内部通報窓口を設置します。
人事担当執行役員及び法務室は、「公益通報者保護規程」を基に通報者が不利益を受けない様、またその内部通報が適切に処理でき、さらに全社的に再発防止につながるよう、適正な制度の確立と運用をすすめます。
- 5) 財務報告の適正性および法令遵守状況等について、各部門の責任者から、定期的に確認書等の提出を求めます。
- 6) 反社会的勢力から不当な要求を受けた場合は、安易な金銭的解決を図ることなく毅然とした態度で対応します。
また、反社会的勢力及び反社会的勢力と関係のあると思われる企業、団体とはいかなる取引も行いません。

2. 取締役の職務執行に係る情報の保存と管理に関する体制

- 1) 議事録・決裁書等の取締役の職務執行に係る情報は、「書類管理規程」に基づき適正に保存管理します。
また、これらの文書は取締役・監査役が常時閲覧できる体制を整備します。

2) 情報資産の保護・管理について、「情報セキュリティ規程」「個人情報保護規程」を制定し、情報セキュリティ体制を整備します。

情報セキュリティ委員会は、情報セキュリティ遵守状況の確認、問題の調査・改善、教育・啓発活動を行います。

3. 損失の危険（リスク）の管理に関する規程その他の体制

1) 取締役会は、「リスク管理規程」及びリスク管理の基本方針を決定し、リスクの未然防止と有事に適切な対応ができる体制を整備します。

2) 執行役員は、取締役会が決定したリスク管理の基本方針に基づき、担当事業に関するリスク管理体制の整備・運用・評価を行います。また、リスク管理の状況及び新たに生じたリスクとその対応について、取締役会または経営会議へ報告します。

3) 各部署は、担当する業務におけるリスク管理を適切に実施します。

4) 新たに生じたリスクに対しては、社長が速やかに責任執行役員を定め、必要な対応をします。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1) 取締役会を月 1 回以上開催し、迅速な意思決定と重要事項の決定、取締役の業務執行状況の報告を行います。

2) 取締役は、職務分掌や職務権限規程を定期的に検証します。

3) 監査役は、取締役会に出席し、取締役が効率的に業務を執行しているか監視し検証します。

4) 経営効率と運営スピードを向上させるため、執行役員によるグループ経営会議を週 1 回開催します。

5. 当社と関連するグループ集団での業務の適正を確保するための体制

1) 子会社の役員・社員が、職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制を整備します。

2) 子会社の損失の危機管理に関する規程その他の体制を整備します。

3) 子会社の役員・社員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制を整備します。

4) 子会社の役員・社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制を整備します。

5) 当社の監査役及び監査室は、定期的に子会社の監査を実施します。

6. 監査役を補助すべき従業員及び当該従業員の取締役からの独立性に関する事項

1) 監査室は、監査役の要請に応じてその業務を補助します。

2) 監査室の人事異動は、人事部長と監査役の事前協議のうえ決定します。

3) 取締役・執行役員・社員は、監査役による監査、監査室による監査に適正に対処し、一切不当な制約をしてはなりません。

4) 監査役による監査を支援中の社員の指揮命令権は、監査役にあります。

7. 監査役への報告に関する体制

1) 取締役・執行役員・社員が監査役に報告するための体制を整備します。

2) 子会社の役員・社員から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制を整備します。

3) 監査室長は、内部監査の結果を定期的に監査役会へ報告します。

4) 人事担当執行役員及び法務室長は、公益通報制度の運用状況・通報内容等を定期的に監査役会へ報告します。

5) 監査役への報告を行った役員・社員に対して、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及びグループ集団の役員・社員に周知徹底します。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 1) 監査役は、取締役会その他必要と認める重要な会議に出席します。
- 2) 監査役は、主要な稟議書・報告書を閲覧し、必要に応じて取締役・執行役員・社員に説明を求めることができます。
- 3) 監査役は、代表取締役・会計監査人・監査室と定期的に情報交換を行い、連携を図ります。
- 4) 監査役が職務の執行のための費用等を請求したときは、社内規程に基づき当該請求が監査役の職務の執行に必要でないと証明した場合を除き、速やかにこれに応じます。

以上
